

第13回裁判員等経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

今般、3件の裁判員裁判を素材に「公判での審理の問題点（冒頭陳述，証拠書類の取調べ，証人尋問，被告人質問及び論告弁論）」及び「裁判の日程」を主なテーマとして裁判員等経験者との意見交換会を行った。その概要は，以下のとおり。

1 日時

令和2年1月17日（金）午後2時00分から午後4時05分

2 場所

岐阜地方裁判所4階意見交換会会場

3 出席者

永野 庄彦（岐阜地方裁判所長）

出口 博章（岐阜地方裁判所部総括判事）

菅原 暁（岐阜地方裁判所判事）

万野 圭美（岐阜地方検察庁検事）

田中 了照（岐阜県弁護士会所属弁護士）

石田 英高（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員等経験者1番～3番

4 議事内容

[冒頭挨拶]

永野所長

岐阜地方裁判所長の永野でございます。

さて，裁判員制度が始まりましてから令和元年5月21日で丸10年を迎えました。これまでに行われた裁判員裁判の対象人員が約1万2600人（令和元年10月末の速報データ），裁判員又は補充裁判員に選任された方の数は合計で約

9万5100人（令和元年10月末の速報データ）を数えるところとなりました。岐阜地裁での裁判員裁判の対象人員も、167人（令和2年1月17日現在）を数えるところとなり、その間に、約1350人（令和2年1月17日現在）の一般市民の方々に、裁判員、補充裁判員として裁判に参加いただきました。こうして多くの一般市民の方に強い責任感をもって熱心に御参加いただいたことにも支えられ、裁判員制度は、概ね順調に運用されており、裁判所として、国民の期待に応えることができていることに感謝するとともに、皆様の御尽力に対して深く敬意を表します。

本日は、裁判員裁判の運用をよりよいものとするべく、量刑が審理・評議の中心となる事件について、公判での審理の問題点、裁判の日程の問題点などに関して、裁判員、補充裁判員の経験者の皆様から、御自身の経験に基づく率直な感想、御意見を述べていただくとともに、皆様の声を国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消したいと考えて、意見交換会の機会を設けさせていただきました。皆様から忌憚のない御意見、御感想をお聞かせいただければ幸いです。

最後に、本日の意見交換会が実りの多いものとなることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

第1 全般的な感想

出口部長（司会）

実際に裁判員を経験されて、どのような感想を持たれたでしょうか。

（1番）まず最初に名簿に載りましたという封筒が届いた時点では、選ばれるわけがないと思っていました。次に、裁判所に来てくださいという手紙が届き、それでも選ばれるはずないと思っていました。選ばれたときは本当にびっくりしました。選ばれて最初に感じたのが、人の人生に関わるような場に自分のような者が関わっているのかどうか、不安と責任が重いなと感じました。選ばれてからは一生懸命やろうと思い、裁判員である期間は家に帰っても裁

判について考える時間が長かったです。本当に貴重な経験でした。裁判官の方々は分かりやすく説明してくださいましたし、結果的には参加できてよかったです。今日は、裁判員を経験されてなくて心配だという方に私の経験を伝えられればと思い、参加いたしました。

(2番) 裁判所での抽選の際、結構空席があり、無断欠席もあり、辞退したい方は申し出て下さいというような説明もあって、段々選ばれる確率が高くなるなあと思いながら過ごしたことを思い出します。今から思えば当たってよかったなと思っています。裁判所にはすごく堅いイメージがありましたが、菅原裁判長をはじめ、他の裁判官の方も話しやすい状況を作ってくださいって、裁判官も普通の人なんだなと思えるくらいの雰囲気の中で、リラックスして話合いができました。堅苦しく考えずに、参加してみるのもいいんじゃないかなと皆さんには伝えたいと思います。

(3番) まず、裁判所に呼ばれたときに、自分は選ばれるだろうなという予感がありました。最終的に、ガラガラ抽選器で抽選をすることに衝撃を受けました。事件の内容は難しい言葉が多く、分からないことだらけでした。分からないことは裁判官に聞こうと思い、細かいことでも裁判官に聞きました。自分もいろんなことが分かるようになって、自宅に帰って子供に自慢できたり、私が介護士をしている施設で高齢者の方に話をしたら喜ばれたりしました。胸を張ってもっと経験したことを人に話したほうがよいのかなと思いました。裁判中、特に怖い思いはしなかったのも、そんなに怖くないよということをいろんな人に伝えられればと思います。

(司会) 裁判員を経験され、特に大変だった、もっとこうしてくれれば良かったと思うところはありますか。

(3番) 意見を一人ずつ言う際に、言えないときがあると思います。匿名で紙に書いて、意見箱に入れる形での意見聴取もしてもらえれば、もっと本当に思っていることを言えたのではないかと思います。私は、最後の方で言いづら

いこともあったので、前述のような方法があればもっと意見を言えたかなと感じました。

(2番) 私が担当した事件は、外国人の方の事件でした。通訳を介して行っていたので、本当に、細かいニュアンスの部分まで伝わっているかなという不安も感じました。長い時間審理をしたのですが、もうちょっと深く聞きたかったなというのが心のどこかにありました。

(1番) 裁判で提示された資料が分かりやす過ぎて、方向性を導かれているという印象を受けた記憶があります。細かい資料があると評議が長引くという可能性があるとは思いますが、まとめた資料があるとそういう方向に導かれてしまうので、もっといろんな解釈ができる資料が欲しかったという思いがありました。

(司会) 3番の方から、裁判で難しい言葉が出てきたというお話を伺いましたが、その後、弁護士、検察官、裁判官の説明により難しい言葉の意味は分かりましたか。

(3番) 紙をもらえたので、分かりました。

第2 冒頭陳述について

(司会) 冒頭陳述というのは、この事件は端的に何が問題となっているのか、どういう点に着目して証拠調べに臨めばいいのかという道案内、ガイドとなるものです。皆さんは冒頭陳述を聞いて、道案内、ガイドとして役に立ったでしょうか。

(1番) まず、裁判員になるまで、裁判の流れ自体全く分かっていませんでした。最初に冒頭陳述があるということさえ、分かっていませんでした。今は、弁護士と検察官がそれぞれ主張したいこと、調べたことを言われるのが冒頭陳述だということは分かっています。私の担当した事件は、事件の内容というよりは、量刑が争点になっていました。事件の状況は防犯カメラによって分かっており、それを中心にまとめてもらったので分かりやすかったです。

(司会) 弁護人の冒頭陳述はスライドを使用した口頭中心の説明でしたが、文章中心の検察官のものと比べてどうでしたか。

(1番) 正直、細かくは覚えていませんが、スライドや映像は分かりやすかったです。弁護人の方の陳述がうまかったので、本当に弁護しようという気持ちが伝わってきました。

(司会) 冒頭陳述は、その事件で何が問題となっているのかを示すものなので、その点が伝われば冒頭陳述としては成功といえるのではないかと思います。1番の方が担当された事件は、被告人の障害の影響が問題となりそうだということは分かりましたか。

(1番) 事前に裁判官の方から説明があったので分かりました。

(司会) 2番の方は、どうでしたか。

(2番) 事実の認定は明らかだったんですが、争点は過剰防衛が成立するかどうかという点だったと思います。外国人の事件で通訳を介しての話だったので、被害者と被告人との力関係をどう推し量ったり、いろんな状況を考えながら、過剰防衛の認識について確認していったと思います。被告人がすごく不器用で口下手な人なんだなと感じたので、そういうところで損をしているのかなと感じました。その辺をもうちょっと深く探れたら良かったという思いが未だにあります。その辺の微妙な心理を知りたかったなというわだかまりが残っています。

(司会) 冒頭陳述では、検察官はA3用紙で詳しく細かい文章となっており、弁護人は項目のみが挙げられたメモのような形式で口頭で説明するスタイルだったかと思います。どちらが分かりやすかったですでしょうか。

(2番) 印象としては、検察官は有罪ありきでもっていこうというのをありありと感じましたし、弁護人はそうでもないんだよと感じました。冒頭陳述自体は特に分かりにくいとは思いませんでした。

(司会) 検察官の方の冒頭陳述は、経緯や犯行状況について詳しく書いてあり、証

証拠調べに出てくる証拠の中身を詳しく出している形でしたが、いかがでしたでしょうか。

(3番) 分かりやすかったです。

(司会) 弁護人の方の冒頭陳述は、図形を取り入れた簡単なメモという形でしたが、いかがでしたでしょうか。

(3番) 私は、検察官のほうが理解しやすかったです。弁護人の方はざっくりとしか書いていなかったのので、自分でメモを取らなければならず、後で自分のメモを読み返しても分からないということがありました。

第3 証拠書類の取調べ

(司会) まず、証拠書類の取調べが行われたと思います。例えば、捜査の結果をまとめた捜査報告書、関係者の話をまとめた供述調書の取調べがあったと思います。それらの図面や写真を除いた部分につき、検察官が法廷で読み上げるという方法で行われたと思います。検察官が読み上げた証拠書類の内容について、その場できちんと理解できましたでしょうか。

(1番) 事件の状況は鮮明ではないものの、防犯カメラの映像があって、それが法廷でも流れたので、だいたいの状況は理解できました。被告人の障害がどの程度かというところが一番分かりにくいところでした。事件の状況はやはり前述の映像で理解しており、話を聞くことによって理解したという感じではありませんでした。

(司会) 証拠の読み上げの時間が1時間くらい続いたかと思いますが、時間が長すぎる、聞き取りにくいということはありませんでしたでしょうか。

(2番) 裁判長から分かりやすいように説明があるといわれましたが、ジェスチャーで説明してもらったほうが分かりやすいのにと思いつつ、聞いていた記憶があります。証拠の整理が分かりやすかったかどうかについては、ちょっと覚えがありません。

(司会) 2番の方の事件の書証の取調べ時間は30分程度という比較的短い時間で

したが、3番の方の事件では1時間くらい書証の取調べが行われました。いかがでしたでしょうか。

(3番) ちょうどいくらいの長さだったと思います。実際の映像を出してもらえたのはすごく分かりやすかったです。写真より映像のほうが理解しやすいと思いました。

(司会) 証拠書類の取調べについて、こうしたほうが分かりやすいのになというのがありますでしょうか。例えば、供述調書というのがあり、それが法廷で読み上げられたかと思いますが、法廷で本人の話を聞くのと比較して、理解が難しかったですでしょうか。

(3番) 正直あまり印象に残っていません。

第4 証人尋問, 被告人質問

(司会) 証言, 供述は分かりやすく理解できたでしょうか。

(1番) 医師から被告人の障害について説明していただきました。医師が何度も被告人に会って診断をしたとのことで、被告人の話を聞いて、一般の人よりコミュニケーションが苦手という印象は受けました。医師の言葉によれば障害が犯行にかなりの影響を与えたということでした。

(司会) 医師の言葉の中身は分かりましたでしょうか。

(1番) 医学用語は使われていましたが、分かってもらえるように話していると思いました。他の裁判員の方から、分かりにくかったという意見もありました。医師の話は分かりにくいのですが、分かりにくい分、信ぴょう性があるって医師の話としては仕方ないと思います。

(司会) 2番の方の事件では、過剰防衛が争点となり、被害者の証人尋問が行われたとのことでしたが、いかがでしたか。

(2番) 被害者は、堂々と話をしていました。被告人はおどおどした印象でした。被告人と被害者の間に強弱の差があったと思います。法医学教室の医師に傷の説明をしていただいたのですが、包丁を使うプロでなければできない傷で

あると述べており、感心しました。専門家の証言で、重要で参考になると思
いました。法医学の医師は分かりやすく説明されました。分かりにくい部分
は裁判員で話し合い、再度法廷で聞くことができました。法廷で手を挙げて
聞くのがいいと思いますが、私も裁判官から、聞いていいと背中を押されて
聞くことができました。

(司会) 過剰防衛が争点になっていましたが、現場で何が起きたのか、被害者と被
告人の話のどちらを信用していいかという点について、自分の意見は持てま
したか。

(2番) 法医学の医師の話は、ためらった痕がないとか、振り下ろしているとか、
そういう部分に重きを置いていたと思いますが、被告人が自分の思いを十分
に表したのか分からない部分がありますので、そういった部分ではもやもや
したところもあります。

(司会) 判決を見ると、客観的な傷の状態が決め手になっているようですが、証言
を聞いているときは、何を決め手に信用性を見極めればいいのかというのは
イメージできましたか。

(2番) 双方の証言と、法医学の医師の殺意をもって振り下ろさないとならない傷
であるという話が決め手になっていたと思います。

(菅原裁判官) 検察官が冒頭陳述で、被害者が信用できる理由について、いくつか
ポイントをあげていましたが、そのポイントについては、証人の話を聞くと
きに頭に残っていましたか。

(2番) そういう見方もできるかなというくらいには聞いていたと思います。そう
いったこじつけもできるかなという思いもありました。

(司会) 被告人は外国人で、通訳が必要でしたが、特に聞き取りにくいなどの印象
はありましたか。

(2番) 分かりやすい通訳だったと思いますが、微妙なニュアンスが伝わってこな
かったので、聞く力も必要だと思いました。本人が日本語で話しているよう

には聞こえませんでした。

(司会) 凄惨な事件でしたが、精神的につらくなることはありませんでしたか。

(2番) 被害者が毅然とした態度をとっていたので、そういうのは感じずに済みました。

(司会) 3番の方の事件では、精神科医の尋問が行われましたが、専門的な話は分かりましたか。

(3番) 医師の専門用語が分からないところがあり、分かりやすいように話してもらえるとよかったです。専門用語は、証言自体では分かりませんでした。後で解説してもらって分かりました。

(司会) 急性ストレス反応などが、刑を軽くする事情になるかについては、自分の意見を持つことができましたでしょうか。

(3番) 家庭内のことでいらいらすることもあるので、被告人の気持ちも分かりました。

(田中弁護士) 検察官と弁護人が冒頭陳述を行うときにメモを配ったと思うのですが、どの程度読み返しましたか。

(1番) 全く見ていないことはないです。評議で話題になれば見ていましたし、判断の材料にもなりました。

(2番) どれくらい見たか覚えていませんが、全く見ていないことはありませんし、比較する参考にはなりました。

(3番) 自分の記憶では忘れることもありますので、よく見返しました。

(田中弁護士) 弁護人としてもどのくらいの情報量が必要か悩むところです。参考にされたということですので、ある程度の情報量を盛り込んだほうがいいと考えています。

(万野検察官) 専門家証人に、尋問の前にプレゼンをしてもらいましたが、専門家証人の説明は分かりやすかったですでしょうか。

(1番) 医師から説明してもらったことは覚えています。紙も配付されました。ど

ちらかというとなかなか難しい内容でしたが、正確に伝えていただくことが必要なもので、分かりにくくても仕方ないと思います。ただ、全く分からなかったわけではなく、ある程度理解できました。

第5 論告・弁論

(司会) 論告弁論の内容は、分かりやすく理解できましたか。

(1番) 弁護人の弁論はスライドを使って説明して、分かりやすかったです。検察官の論告は分かりにくかったことはありませんが、求刑以外の内容についてはあまり記憶にありません。

(司会) 検察官は文章中心で、弁護人はスライドを使って口頭で説明されていたようでしたが、どちらが分かりやすかったですでしょうか。

(1番) 弁護人の弁論のほうが分かりやすかったです。検察官は、障害は関係ないと求刑されたのですが、実際は障害が争点で、弁護人の科刑意見との差がすごくあると感じました。

(司会) 2番の方の事件ではいかがでしたでしょうか。

(2番) 審理からはやむを得ない求刑だったと思います。弁護人の主張する過剰防衛の説明は弱いと思いました。私の中では、被告人の思いをどれくらい聞いたのかというわだかまりがあります。弁護人はスライドと口頭で弁論をされましたが、情報量は検察側のほうが多かったような気がします。

(司会) 3番の方の事件ではいかがでしたでしょうか。

(3番) 検察官の論告について分かりにくいところはありませんでした。弁護人の弁論についても分かりにくいところはありませんでした。文章を淡々と読むよりはスライドがあったほうがよかったですと思います。

第6 裁判の日程

(司会) 選任手続期日と公判開始日との間隔について、選任手続期日を午前中にして、午後から審理開始というやり方もありますが、この点について、御意見はいかがでしょう。

(1番) 選任手続期日の翌々日から8日間の審理でしたが、厳しい日数でした。その間、毎日、裁判所での審理が終わった後に、会社に行って夜遅くまで仕事をしていました。私の会社は昼間の仕事をある程度調整できましたが、会社によっては厳しい会社もあると思います。選任日から1週間くらい審理までの期間があれば仕事も調整できるのでよいと思います。

(司会) 1日の審理を詰め込んで全体の日数を減らすのがよいか、全体が長くなっても1日の余裕があったほうがよいのか、どちらでしょうか。

(1番) 住んでいるところによるとと思います。遠方から来る人であれば詰め込んでほしいと思うと思います。私は遠くなかったので、会社に戻って仕事ができる環境でした。私にとってはちょうどよい感じだったと思います。

(2番) 選ばれたら選任の翌日からでも10日くらいは覚悟しなければいけないと思っていました。日程が午後3時か4時に終わって、何とか職場に戻って仕事のできたので、審理日数が長引いてもよかったです。そのときの仕事の状況によるとと思います。

(3番) 選任から審理まで何日か空いたほうがいろいろ準備できるのでよいと思います。例えば、子供の送迎などを誰かに頼んだりできます。私は審理日数を短くして1日に詰め込んでいただいたほうがよいです。評議の時間はちょうどいい時間だったと思います。

(2番) 長引いてもそこまで被告人の話を聞き出せなかったと思うので、審理計画はよかったと思います。評議ではしっかりと話し合うことができました。

(3番) 審理日数は事前に知っていたので問題ありません。評議は個人的には長かったと思いますが、話し出すのが遅い人もいるので、やむを得ないと思います。

第7 これから裁判員になる方へのメッセージ

(1番) 選ばれたときは不安でしたが、貴重な経験で参加してよかったと思います。裁判員裁判に参加したくないという方もいらっしゃると思いますが、個人の意見と

いうよりも働いている職場の環境が影響しているのではないかと思います。

会社が積極的に働きかけてもらえるといいと思います。

(2番) やってよかったと思います。裁判員裁判に参加したいかという点については、職場の雰囲気にも影響されると思います。私は、裁判所で、よい雰囲気の中で話し合えることができたので、職場の部下などが裁判員に選ばれたら積極的に送り出したいと思います。

(3番) 事件の概要を見て、殺人事件などの重い事件ではなかったのでやってみようと思いました。やってみて分からないことだらけでしたが、裁判官とも和やかに話をすることができました。

(万野検察官) 貴重な意見を伺うことができました。ありがとうございました。裁判員等として裁判員裁判に御参加いただいている背景には、職場や御家族の協力があることがよく分かりました。裁判員の方の法廷での質問についてですが、一般市民の感覚で質問されていることもあり、検察官も見落としていた点に気付かされることもあります。大変貴重だと思っています。

(田中弁護士) いろいろな御意見をうかがい参考になりました、ありがとうございました。今後の弁護活動に活かしていきます。

(石田弁護士) 大変貴重な話を伺い、ありがとうございました。評議はどのような風にやっているか分からなかったのでとても参考になりました。

以 上